SMBC さくらケーシーエス

第57回

定時株主総会招集ご通知

開催日時

2025年6月27日（金曜日）
午前10時

開催場所

神戸市中央区播磨町21番1
株式会社さくらケーシーエス
本社ビル7階会議室

書面又はインターネットによる議決権行使期限
2025年6月26日（木曜日） 午後5時30分まで

決議事項

第1号議案　剰余金処分の件

第2号議案　定款一部変更の件

第3号議案　取締役1名選任の件

第4号議案　監査役1名選任の件

第5号議案　退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

株式会社さくらケーシーエス

証券コード：4761

（証券コード　4761）
2025年６月５日

株　主　各　位

神戸市中央区播磨町21番１
株式会社さくらケーシーエス
取締役社長　加藤貴紀

第57回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。
　さて、当社第57回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。
　本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに「第57回定時株主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、以下の当社ウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいますようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】
https://www.kcs.co.jp/ja/ir/stock/shareholder_info.html

上記ウェブサイトにアクセスのうえ、「第57回定時株主総会（2025年6月27日開催）」の「第57回定時株主総会招集ご通知」を選択して、ご確認ください。

【東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】
https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show

電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、上記東証ウェブサイトにアクセスのうえ、銘柄名（会社名）に「さくらケーシーエス」又は証券コードに「4761」を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／ＰＲ情報」の順に選択して、ご確認ください。

**　なお、当日ご出席されない場合は、書面又はインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、後記の「議決権行使方法のご案内」をご参照いただき、2025年６月26日（木曜日）午後５時30分までに議決権を行使してくださいますようお願い申し上げます。**

敬　具

記

1.日　　時	2025年６月27日（金曜日）午前10時
2.場　　所	神戸市中央区播磨町21番１　株式会社さくらケーシーエス　本社ビル７階会議室
3.目的事項	報告事項　（1）第57期（2024年４月１日から2025年３月31日まで）事業報告、連結計算書類及び計算書類の内容報告の件 （2）会計監査人及び監査役会の第57期連結計算書類監査結果報告の件 決議事項　第１号議案　剰余金処分の件 第２号議案　定款一部変更の件 第３号議案　取締役１名選任の件 第４号議案　監査役１名選任の件 第５号議案　退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件
4.招集にあたっての決定事項	（1）議決権行使書において、議案に対する賛否の表示をされない場合は、賛成の意思表示があったものとしてお取り扱いいたします。 （2）インターネットと書面により重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。また、インターネットによる方法で複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効なものとしてお取り扱いいたします。

以　上

■ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
■ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにその旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載させていただきます。
■ 本株主総会より、「定時株主総会決議ご通知」及び「Business Report」は書面によるご送付に代えて、株主総会終了後にインターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。
■ その他、株主さまへのご案内につきましては、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。当社ウェブサイトより適宜最新情報をご確認くださいますようお願い申し上げます。

議決権行使方法のご案内

株主総会へのご出席

同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。

開催日時 **2025年６月27日（金曜日）午前10時**（受付開始 午前９時30分）

書面によるご行使

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようご返送ください。

行使期限 **2025年６月26日（木曜日）午後５時30分到着分まで**

インターネットによるご行使

当社**議決権行使サイト**（https://evote.tr.mufg.jp/）にアクセスしていただき、行使期限までに賛否をご登録ください。
詳細は、次頁の**「インターネットによる議決権行使のご案内」**をご参照ください。

行使期限 **2025年６月26日（木曜日）午後５時30分行使分まで**

システム等に関するお問い合わせ

三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）
0120-173-027（受付時間：午前９時～午後９時）

- 議決権行使書において、議案に対する賛否の表示をされない場合は、賛成の意思表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- インターネットと書面により重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。また、インターネットによる方法で複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効なものとしてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。

※QRコードは㈱デンソーウェーブの登録商標です。

2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使サイト
https://evote.tr.mufg.jp/

1 議決権行使サイトにアクセスしてください。

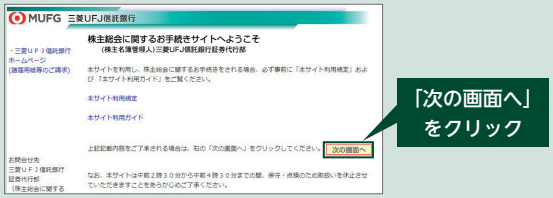

2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。

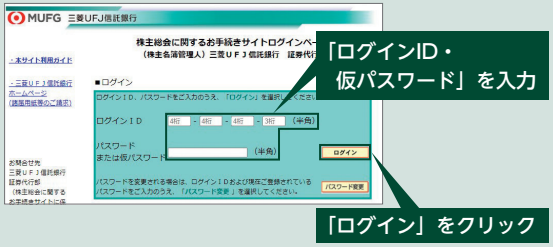

3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

議案及び参考事項

第１号議案　剰余金処分の件

当社の利益配分につきましては、内部留保の充実と安定配当の維持を基本方針とし、「配当性向30～40％を目安とした安定配当」を経営指標としております。

当事業年度の期末配当につきましては、上記基本方針に従い、財務状況や通期の業績等を総合的に勘案し、以下のとおりといたしたく存じます。

期末配当に関する事項

1 配当財産の種類	金銭
2 配当財産の割当てに関する事項及びその総額	当社普通株式１株につき20円　総額223,984,220円 中間配当金として１株につき12円をお支払いいたしておりますので、年間の配当金は１株につき32円（前期と比べ８円の増配）となります。
3 剰余金の配当が効力を生じる日	2025年６月30日

【ご参考】１株当たりの配当金の推移

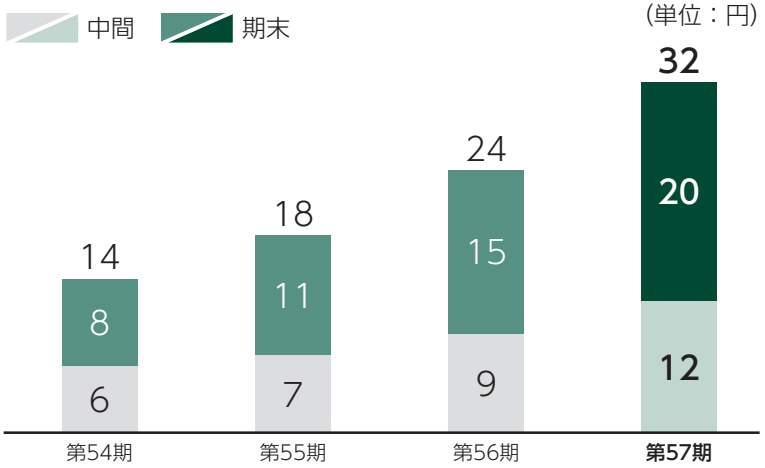

第２号議案　定款一部変更の件

1.　変更の理由

当社の今後の事業拡大ならびに戦略的事業展開に備えるため、現行定款第３条（目的）に事業目的を追加するものであります。

2.　変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現　行　定　款	変　更　案
第１条 〜 第２条　（条文省略）	第１条 〜 第２条　（現行どおり）
（目的） 第３条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1) コンピューター・システムに関する各種ソフトウェアの作成および販売ならびにこれに付随する関連機器の開発・販売、ならびに電気通信工事 (2) コンピューターのデータ処理および運用管理の受託 (3) コンピューターのデータ処理に付随する事務委託 (4) 前各号に関連するコンサルティング業務 （新設） （新設） (5) 前各号に附帯関連する一切の業務	（目的） 第３条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1) コンピューター・システムに関する各種ソフトウェアの作成および販売ならびにこれに付随する関連機器の開発・販売、ならびに電気通信工事 (2) コンピューターのデータ処理および運用管理の受託 (3) コンピューターのデータ処理に付随する事務委託 (4) 前各号に関連するコンサルティング業務 (5) 労働者派遣業務 (6) 民間有料職業紹介業務 (7) 前各号に附帯関連する一切の業務
第４条 〜 第39条　（条文省略）	第４条 〜 第39条　（現行どおり）

第３号議案　取締役１名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、取締役 加藤貴紀氏は任期満了となります。
つきましては、取締役１名の選任をお願いいたしたく存じます。
取締役候補者は次のとおりであります。

加藤（かとう）　貴紀（たかのり）

再 任

生年月日	1967年１月14日生
所有する当社の株式の数	1,800株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1989年４月	株式会社太陽神戸銀行（現 株式会社三井住友銀行）入行
2014年４月	株式会社三井住友銀行刈谷法人営業部長
2016年４月	同　名古屋営業部長
2018年４月	同　執行役員ホールセール統括部部付部長
2019年４月	同　執行役員ホールセール統括部長
2021年４月	同　常務執行役員グローバルコーポレートバンキング本部副本部長
2023年５月	当社副社長執行役員
2023年６月	同　取締役（代表取締役）兼 副社長執行役員経営管理本部長
2024年４月	同　取締役社長（代表取締役）兼 社長執行役員経営管理本部長
2024年６月	同　取締役社長（代表取締役）兼 社長執行役員（現任）

取締役候補者とした理由

加藤貴紀氏は、取締役として高い能力と識見を備え、豊富な業務経験を有しております。2024年４月に当社代表取締役社長に就任以来、強いリーダーシップで当社を統率・牽引し、その職務と職責を適切に果たしております。引き続き、当社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上に貢献できるものと判断いたしました。

（注）１．取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
２．当社は、取締役・監査役等を被保険者とする会社法第430条の３第１項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金・争訟費用を補填することとしております。なお、保険料は、全額を当社が負担しております。本議案が承認可決され、候補者が取締役に就任した場合、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当社は、本議案に係る候補者の任期中に、当該保険契約を更新する予定であります。

第４号議案　監査役１名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、監査役 井手淳一氏は任期満了となります。
つきましては、監査役１名の選任をお願いいたしたく存じます。
なお、本議案の提出につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。
監査役候補者は次のとおりであります。

竹鼻（たけはな）　久司（ひさし）

新 任

生年月日	1963年12月７日生
所有する当社の株式の数	2,700株

略歴、地位及び重要な兼職の状況

1987年４月　株式会社太陽神戸銀行（現 株式会社三井住友銀行）入行
2012年４月　株式会社三井住友銀行立売堀支店長
2014年４月　当社総務部部付部長
2017年４月　同　総務部長
2020年４月　同　執行役員総務部長 兼 法務・コンプライアンス室長
2023年４月　同　上席執行役員総務部長
2025年４月　同　上席執行役員経営管理本部（現任）

監査役候補者とした理由

竹鼻久司氏は、金融機関における豊富な業務経験を有し、また、当社では長年にわたり総務部長を務め、総務全般に関する幅広い見識により主導的役割を果たしてまいりました。当社監査役として中立的・客観的な視点から監査を行い、経営の健全性確保に貢献できるものと判断いたしました。

（注）１．監査役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
２．当社は、取締役・監査役等を被保険者とする会社法第430条の３第１項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金・争訟費用を補填することとしております。なお、保険料は、全額を当社が負担しております。本議案が承認可決され、候補者が監査役に就任した場合、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当社は、本議案に係る候補者の任期中に、当該保険契約を更新する予定であります。

第５号議案　退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

本定時株主総会終結の時をもって任期満了により監査役を退任します井手淳一氏に対し、在任中の功労に報いるため、当社所定の基準に従い相当額の範囲内において、退職慰労金を贈呈いたしたいと存じます。

なお、その具体的金額、贈呈の時期、方法などは監査役の協議にご一任をお願いいたしたく存じます。

退任監査役の略歴は次のとおりであります。

氏　名	略　　歴
井手淳一（いで じゅんいち）	2021年６月　当社監査役（現任）

以　上

1.　企業集団の現況に関する事項

（1）事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、原材料費やエネルギー価格の高騰が企業のコスト構造に影響を及ぼす一方で、各種経済政策や賃上げ、価格転嫁などの効果によって、雇用・所得環境は改善しており、緩やかな回復基調となっております。

当社及び連結子会社（以下、「当企業集団」という。）が属する情報サービス産業におきましては、デジタル化への対応やＤＸ関連などの企業の旺盛なＩＴ投資ニーズに支えられ、市場は引き続き堅調に推移しております。

このような事業環境の下で、当企業集団は、2023年４月から３ヵ年の中期経営計画をスタートさせました。本計画では、「情報セキュリティが確保され続けることを前提としたうえで、収益力の大幅な飛躍とその利益を源泉とした投資サイクルの確立によりサステナブルな成長を目指す」を基本方針として、①情報セキュリティの強化、②原点回帰、収益基盤の維持・強化、③創造的分野や自社製品・技術による事業拡大、④人（社員等）への投資の強化、⑤社内インフラ投資の強化、の５項目について重点的に取り組むこととしておりましたが、これらの取組みが着実に進展をいたしましたことから、2024年度はこれらの施策を加速させるために、以下５つの項目に注力することといたしました。

2024年度の主要な取組みと成果は以下のとおりであります。

①　情報セキュリティの強化

脆弱性早期検知の仕組みをデータセンターだけでなく社内基幹システムにも展開するなど、当社が維持管理するインフラ基盤に関して事業用と社内用の一体的な強化を進めたほか、計画的な社員教育を実施するなど、継続的な情報セキュリティ強化に取り組んでおります。

②　収益力の強化

金融関連部門では、お客さまニーズの高い業務にフォーカスしたビジネス拡大を図り、公共関連部門では、「自治体情報システム標準化」関連業務をスタートさせるなど、プレゼンスの高いビジネスを着実に拡大することで、収益力の強化を図ってまいりました。また、品質管理強化の取組みにより、不採算案件が引き続き抑制できたことも、収益性の向上に寄与しております。

③　人材の確保及び人への投資の強化

ベースアップ等による従業員年収水準の大幅な引き上げに加え、中途採用の強化により優秀な人材を確保するとともに、教育・研修の拡充による人材育成を行ってまいりました。また、「仕事と育児・介護等の両立を支援する制度の拡充」や「柔軟な休暇取得制度の拡大」等による働きやすい職場づくり、社内レクリエーションの推進など、多様な社員が働きがいをもって活躍できる職場環境づくりに取り組んでまいりました。

④　ビジネス拡大への取組みと社内インフラ投資の強化

データセンタービジネスの強化・拡大に向けて、新データセンターの開設に向けた準備を着実に進めてまいりました。厳重なセキュリティ対策に加え、耐災害性も兼ね備えた新データセンターにより、多様なお客さまのニーズに応えられるよう、より付加価値の高いサービスを提供してまいります。また、変化するお客さまのニーズに的確に対応する新たな商品の開発に向けて、自社製品開発のための「開発標準プラットフォーム」を構築いたしました。新プラットフォームの活用により、新商品開発の「生産性・品質・セキュリティ」向上を見込んでおります。

⑤　社内風土改革と業務の効率化

「会社・個人の成長に資する取組み」への積極的なチャレンジを奨励する「評価制度の導入」や、社員の経営参加を促す「提言制度」を導入する等、「社内風土改革」のための施策を推進してまいりました。また、社員のチャレンジに必要な「時間を確保」するために、「規程の見直し・簡素化」「事務の電子化・集中化推進」等の業務効率化にも着手をしております。加えて、執務環境の整備・見直しを行うことにより、コミュニケーションの活性化や柔軟な働き方を促し、社員の生産性やモチベーションの向上を図ってまいりました。

当連結会計年度の業績につきましては、公共関連部門のシステム構築が増加した一方で、産業関連部門のシステム構築、システム運用管理及びその他の情報サービスが減少したことなどにより、売上高は、前期比232百万円（1.0%）減の22,537百万円となりました。

一方、損益面につきましては、教育研修の拡充及びベースアップによる給与水準の引き上げなどの人への投資や将来を見据えた社内インフラへの投資を積極的に推進した一方で、収益性の高い案件獲得を進めたことに加え、品質強化による不採算案件も継続して抑制できた結果、営業利益は1,377百万円と前期比250百万円（22.2%）の増益、経常利益も1,493百万円と前期比286百万円（23.7%）の増益、親会社株主に帰属する当期純利益も1,145百万円と前期比250百万円（27.9%）の増益となり、上場来最高益となりました。

売上高・営業利益と売上高営業利益率の推移

■売上高　■営業利益（百万円）／●売上高営業利益率（%）

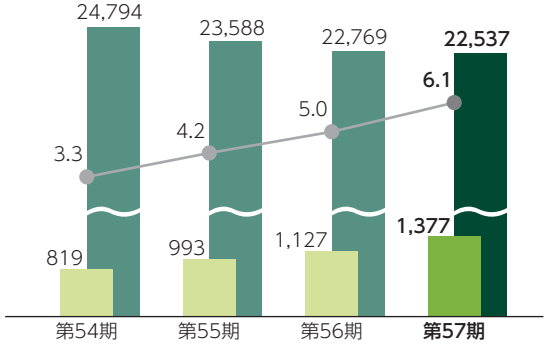

PH営業利益と従業員平均年間給与伸び率の推移

■PH営業利益（千円）／●従業員平均年間給与伸び率（%）

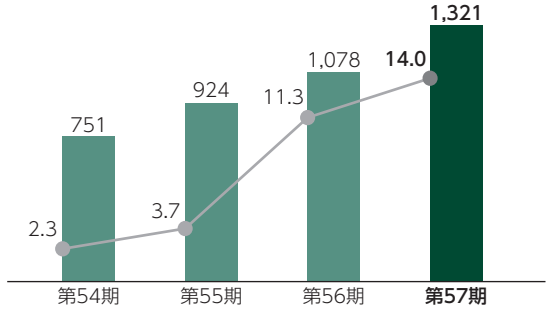

（注）従業員平均年間給与伸び率は、第53期の従業員平均年間給与を基準に算出しております。

セグメント別の業績は、次のとおりであります。

なお、2024年４月１日付の組織変更に伴い、当連結会計年度より産業関連部門の一部を公共関連部門に集計するよう変更しており、対前期の増減及び増減率については、前期の数値を変更後の区分方法に組み替えた数値に基づいて作成しております。

■売上高　■セグメント利益（百万円）／●売上高セグメント利益率（%）

① 金融関連部門

ＳＭＢＣグループ向け取引におけるシステム構築が増加したことから、売上高は6,976百万円と前期比33百万円（0.5%）の増収となり、セグメント利益も1,574百万円と前期比201百万円（14.7%）の増益となりました。

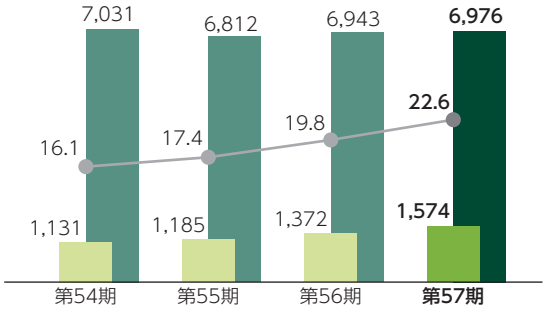

② 公共関連部門

自治体情報システムの標準化案件によりシステム構築が増加したことを主因として、売上高は6,898百万円と前期比532百万円（8.4%）の増収となり、セグメント利益も1,142百万円と前期比336百万円（41.8%）の増益となりました。

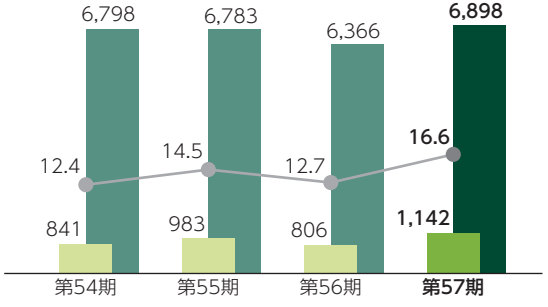

③ 産業関連部門

システム機器販売が増加した一方で、前期にあったインボイス案件の反動に加え、ＥＲＰソリューションにおける低採算案件からの一部撤退やサプライ販売事業の縮小により、売上高は8,661百万円と前期比799百万円（8.4%）の減収となりましたが、収益性の高い案件獲得を進めたことにより、セグメント利益は1,686百万円と前期比２百万円（0.2%）の増益となりました。

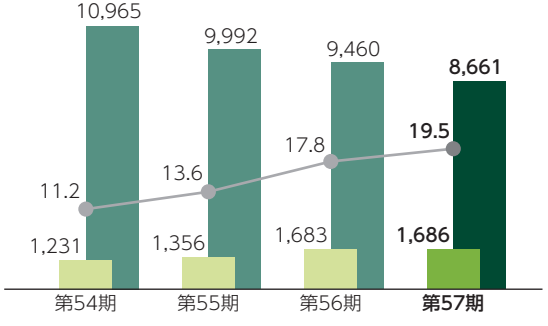

(2) 設備投資及び資金調達の状況

当連結会計年度に実施いたしました設備投資の総額は962百万円[※1]であります。その内訳は、有形固定資産の取得が871百万円、ソフトウェアの取得が90百万円であります。

所要資金は、主に自己資金を充当し、必要に応じてリースも利用しております。

なお、上記設備投資のほか少額リースにより社内開発用機器及びオフィス機器を８百万円で導入いたしました。

(3) 対処すべき課題

今後のわが国経済の見通しにつきましては、高水準の賃上げ継続や、好調な企業業績などを背景に回復基調が続くと見られる一方で、米国の関税引き上げに起因した世界経済減速の影響が懸念されています。

情報サービス産業におきましては、世界的なインフレや円安等による物価上昇に加え、人件費の上昇や人手不足などの状況が続く一方で、生産性向上や業務の効率化、新たなビジネスモデル構築に向けたデジタル化及びＤＸ化ニーズが続くことにより、市場は引き続き好調であることが見込まれます。

このような事業環境の下で、現中期経営計画については、計数計画並びに主要な施策の多くが想定していた水準を既に達成していることから、2025年度は次のステージを意識した「次期中期経営計画への繋ぎ、布石の１年」と位置づけ、以下の「成長施策」に取り組んでまいります。

① 収益性の高いビジネスへのリソース投入

当面成長が見込まれる「ＳＡＰビジネス」にリソースを積極投入してまいります。加えて、ビジネスポートフォリオの再構築に向けて「成長・拡大が見込まれるビジネス」の見極めを進めるとともに、ビジネス間の要員・リソースシフトを円滑に進めるための「ローテーション」制度等の体制を整え、事業をさらに拡大する取組みを進めてまいります。

※１ 設備投資の総額にはリース資産491百万円が含まれております。

②　優秀な人材の確保と育成

中途採用のさらなる拡大を行い、業界のトレンドや競争力をもった新たな人材を迎えることで、企業の変革を促進します。また、プロフェッショナルの育成を重視し、継続的な教育プログラムや資格取得支援を行うことで、社員のスキル向上を図ります。

さらに、若手社員の意欲を高める仕掛けづくりに取り組み、全社一丸となって優秀な人材を育成する土壌を築いてまいります。

③　ものづくり力強化

自社ソリューション開発において、2024年度に開発した開発標準プラットフォームを利用することにより、システム品質とセキュリティの向上を実現し、開発力の底上げを図ってまいります。また、生成ＡＩやローコードツール(※2)について、導入効果を見極めたうえで順次導入し、開発現場や社内間接業務の生産性向上に繋げてまいります。

このような諸施策を着実に実行し、収益性と技術力を高めることにより、お客さまに安心してご利用いただける最適なＩＴソリューションの提供や、株主さまへの還元の充実を実現してまいります。

そして、社会に必要とされる企業であり続けるよう、持続的な社会の実現に貢献するとともに、企業価値の増大を図ってまいる所存であります。

株主の皆さまにおかれましては、今後とも変わらぬご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

※２　「ローコードツール」とは、プログラミングの専門知識が少ないユーザーでもアプリケーションやシステムを開発できるように設計されたソフトウェア開発ツールを指します。これにより、開発者は効率的にアプリケーションを開発でき、開発時間を短縮できます。

(4) 財産及び損益の状況の推移

(単位：百万円)

区分＼期別	第54期 (2022年３月期)	第55期 (2023年３月期)	第56期 (2024年３月期)	第57期 (当連結会計年度) (2025年３月期)
売上高	24,794	23,588	22,769	22,537
経常利益	878	1,038	1,206	1,493
親会社株主に帰属する当期純利益	602	748	895	1,145
１株当たり当期純利益	53円76銭	66円86銭	79円92銭	102円26銭
純資産	17,341	17,833	19,180	19,866
総資産	22,287	22,808	24,236	25,556

(注) １株当たり当期純利益は、期中平均株式数（自己株式数控除後）に基づいて算出しております。

売上高

(単位：百万円)

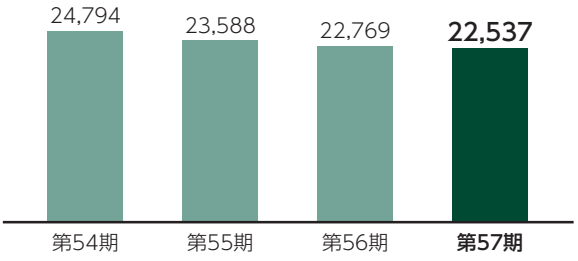

経常利益

(単位：百万円)

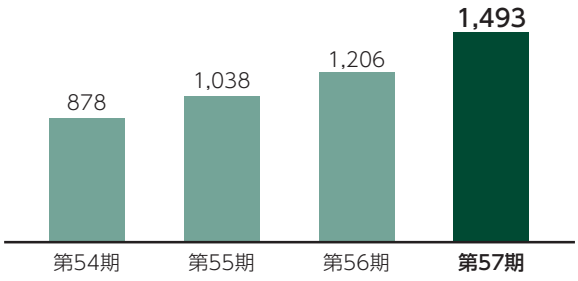

親会社株主に帰属する当期純利益

(単位：百万円)

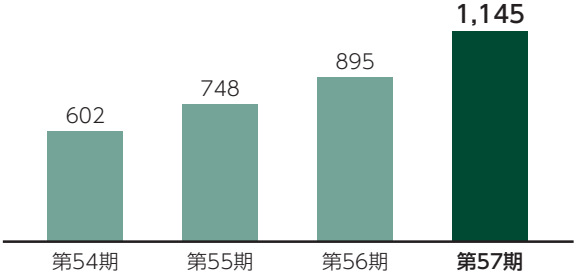

純資産

(単位：百万円)

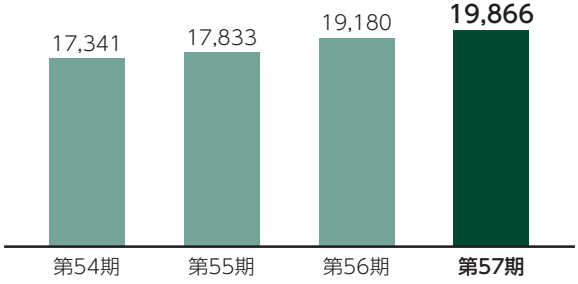

(5) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係
該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況
当社の連結子会社は、株式会社ＫＣＳソリューションズ１社であります。

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社ＫＣＳソリューションズ	10百万円	100%	労働者派遣 データ処理

(6) 主要な事業内容

① 当社
当社は、情報サービス（システム構築・システム運用管理・その他の情報サービス)、システム機器販売及びこれらに付随する事業を行う総合情報サービス企業であります。

② 子会社
株式会社ＫＣＳソリューションズは、労働者派遣、データ処理業務等を行う情報サービス企業であります。

(7) 主要な事業所

① 当社
本　　社　神戸市中央区
東 京 本 社　東京都中央区
大阪オフィス　大阪市中央区
姫路オフィス　兵庫県姫路市

② 子会社
株式会社ＫＣＳソリューションズ
本　　社　神戸市中央区

(8) 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前期末比較増減
1,042名	3名減

(注) 1. 従業員数は、就業人員数を記載しております。
2. 取締役を兼務しない執行役員18名は従業員数に含めておりません。また、パートタイマー等の臨時従業員を就業人員数から除外して算定しております。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比較増減	平均年齢	平均勤続年数
946名	2名減	44.8歳	21.0年

(注) 1. 従業員数は、就業人員数を記載しております。
2. 取締役を兼務しない執行役員18名は従業員数に含めておりません。また、パートタイマー等の臨時従業員を就業人員数から除外して算定しております。

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数 40,000,000株
(2) 発行済株式の総数 11,200,000株
(3) 株　主　数 3,623名
(4) 大　株　主

株主名	持株数（株）	持株比率（%）
株式会社三井住友銀行	3,193,900	28.51
三井住友ファイナンス＆リース株式会社	1,980,000	17.67
富士通Ｊａｐａｎ株式会社	1,550,000	13.84
さくらケーシーエス従業員持株会	808,972	7.22
水　元　公　仁	225,300	2.01
ＳＭＢＣコンサルティング株式会社	140,000	1.25
グローリー株式会社	100,000	0.89
ＭＳＩＰ　ＣＬＩＥＮＴ　ＳＥＣＵＲＩＴＩＥＳ	97,400	0.86
日本生命保険相互会社	80,000	0.71
兵庫トヨタ自動車株式会社	80,000	0.71

（注）持株比率については、自己株式数（789株）を控除して算出しております。

3.　会社役員に関する事項

（1）取締役及び監査役の氏名等

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
取締役社長 (代表取締役) 兼 社長執行役員	加　藤　貴　紀	
取締役 兼 執行役員 フェロー	白　川　利　彦	技術開発担当
取締役 (社外役員)	乗　鞍　良　彦	乗鞍法律事務所所長
取締役 (社外役員)	吉　井　満　隆	バンドー化学株式会社取締役会長
常勤監査役	井　手　淳　一	
常勤監査役	神　戸　晃　次	
監査役 (社外役員)	原　田　兼　治	
監査役 (社外役員)	境　　照　司	

（注）1．取締役 乗鞍良彦及び吉井満隆の両氏は社外取締役であります。また、監査役 原田兼治及び境照司の両氏は社外監査役であります。なお、当社は、４氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

2．当事業年度中に新たに選任され、就任した取締役及び監査役は次のとおりであります。

取　締　役　　白　川　利　彦　　2024年６月27日就任

監　査　役　　神　戸　晃　次　　2024年６月27日就任

3．当事業年度中に退任した取締役は次のとおりであります。

取　締　役　　神　原　忠　明　　2024年６月27日任期満了により退任

4．取締役 吉井満隆氏は、2025年6月25日付で株式会社神戸国際会館代表取締役社長に就任する予定であります。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び社外監査役全員は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第１項に定める最低責任限度としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社の取締役・監査役・執行役員並びに子会社の取締役・監査役を被保険者とする会社法第430条の３第１項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約により、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金・争訟費用を補填することとしており、保険料は全額を当社が負担しております。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、被保険者における故意又は犯罪行為等に起因して発生した損害賠償は、保険金支払の対象外としております。

(4) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下、決定方針という。）を取締役会において決議しており、その概要は次のとおりであります。

取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能する報酬体系とし、個々の取締役の報酬等の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。具体的には、業務執行取締役の報酬は、固定報酬（基本報酬・退職慰労金）及び業績連動報酬等により構成し、取締役会において種類別の報酬割合を定め、取締役の個人別の報酬等の内容を決定しております。なお、社外取締役等非業務執行取締役については、その職責に鑑み、固定報酬（基本報酬・退職慰労金）のみを支払うものとしております。

監査役の報酬については、固定報酬（基本報酬・退職慰労金）のみとし、常勤監査役と社外監査役等非常勤監査役の別、業務の分担等を勘案し、監査役が協議し決定することとしております。

取締役会は、個々の取締役の具体的な報酬等について、決定方針との整合性、内容及び額を算出する過程の合理性等多角的な観点から検討を行って決定しており、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容は、決定方針に沿うものであると判断しております。

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社取締役の金銭報酬の額は、2007年６月28日開催の第39回定時株主総会において年額180百万円以内と決議しております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含みません）。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は11名であります。

当社監査役の金銭報酬の額は、2024年６月27日開催の第56回定時株主総会において年額48百万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は４名であります。

③ 取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額（千円）	報酬等の種類別の総額（千円）			対象となる役員の員数（名）
		基本報酬	業績連動報酬等	退職慰労金	
取締役	75,107	56,236	14,380	4,490	5
（うち社外取締役）	(9,020)	(8,820)	(−)	(200)	(2)
監査役	33,750	31,620	−	2,130	4
（うち社外監査役）	(9,020)	(8,820)	(−)	(200)	(2)

（注）1. 上記、取締役の支給人員には、当事業年度中に退任した取締役１名を含んでおります。
2. 上記金額のほか、2024年６月27日開催の第56回定時株主総会決議に基づき、役員退職慰労金を退任取締役１名に対して40,730千円を支給しております。

④ 業績連動報酬等に関する事項

業績連動報酬等は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため、恒常的な事業の業績を測る利益指標である「連結経常利益」を評価指標としております。具体的には、各事業年度の連結経常利益額の水準及び中長期的な成長に対する取組等に応じ、取締役会において業績連動報酬の総額と個人別の業績連動報酬を決定しております。なお、報酬は金銭で支払うこととしております。

当事業年度を含む連結経常利益の推移は、「1. 企業集団の現況に関する事項（4）財産及び損益の状況の推移」に記載のとおりであります。

(5) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

区分	氏名	兼職先	兼職の内容	当社との関係
取締役	乗 鞍 良 彦	乗鞍法律事務所	所長	該当事項はありません
取締役	吉 井 満 隆	バンドー化学株式会社	取締役会長	株主、取引先

② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役	乗 鞍 良 彦	当事業年度開催の取締役会13回のうち12回に出席し、社外の独立した立場で議案審議等に有用な発言を行っております。弁護士としての企業法務全般に関する高度な専門的知見を基に、当該視点からリスク管理、人事・労務分野において適宜監督、助言等を行うなど、取締役会における意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
取締役	吉 井 満 隆	当事業年度開催の取締役会13回全てに出席し、社外の独立した立場で議案審議等に有用な発言を行っております。企業経営の豊富な経験と幅広い知見を基に、主に企業経営者の視点から適宜監督、助言等を行うなど、取締役会における意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
監査役	原 田 兼 治	当事業年度開催の取締役会13回全てに出席し、企業経営者としての豊富な経験を基に、意思決定の妥当性・適正性を確保するため、社外監査役として公正中立な発言を行っております。また、当事業年度開催の監査役会13回全てに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
監査役	境 照 司	当事業年度開催の取締役会13回全てに出席し、地方行政の豊富な経験を基に、意思決定の妥当性・適正性を確保するため、社外監査役として公正中立な発言を行っております。また、当事業年度開催の監査役会13回全てに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

4.　会計監査人の状況

（1）会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

（2）当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

公認会計士法第２条第１項の監査業務の報酬	37,440千円
当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	37,440千円

（注）当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当該事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

（3）会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由

監査役会は、公益社団法人日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査計画における監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第１項の同意を行っております。

（4）会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会社法第340条第１項各号のいずれかに該当する事由があった場合には、会計監査人の解任を検討するほか、会社法第337条第３項に定められる欠格事項に該当する場合、会計監査人が独立性に関する職業倫理規定等を遵守していない場合、職務遂行体制が適正に構築されていない場合、外部からの評価に問題がある場合、その他会計監査人が職務を適正に遂行することが困難と認められる場合には解任又は不再任を目的とする議案を株主総会に提出することを検討いたします。

5.　会社の体制及び方針

（1）業務の適正を確保するための体制

当社は、当社における業務の適正を確保するために、「内部統制規程」を定め、整備すべき体制を取締役会において決議し、運用しております。その概要は次のとおりであります。

①　取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制について

取締役の職務の執行に係る情報については、「情報セキュリティ規程」、「廃棄・削除取扱手順書」に則り、適切な保存及び管理を行う。

②　当社及び子会社（以下、「当社グループ」という。）の損失の危険の管理に関する規程その他の体制について

当社グループ全体における損失の危険の管理を適切に行うため、取締役会の決議によりリスク管理の基本的事項を「リスク管理規程」として定め、リスク管理委員会が各リスクについて網羅的、体系的な管理を行う。

③　取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制について

イ　取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、経営計画及び年度総合予算を策定し、それに基づく部門運営及び実績管理を行う。

ロ　各取締役が適切に職務の執行を分担するとともに、「組織規程」、「業務分掌規程」、「職務権限規程」等を制定し、これらの規程に則った適切な権限委譲を行う。

ハ　監査役は、取締役が行う内部統制システムの整備状況を監視し検証する。

ニ　監査役は、内部統制システムの構築及び運用状況についての報告を取締役に対し定期的に求めることができるほか、必要があると認めたときは、取締役又は取締役会に対し内部統制システムについての改善を助言又は勧告する。

④　当社グループの取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制について

イ　当社グループの取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するため、取締役会で「ＳＫＣＳグループコンプライアンス基本方針」を制定し、取締役及び使用人がこれを遵守する。

ロ　当社グループのコンプライアンス体制を有効に機能させることを目的として、年度ごとに、規程の整備や研修等、「コンプライアンス・プログラム」を取締役会で決議し、体制整備を進める。

ハ　当社グループ全体の会計処理の適正性及び財務報告の信頼性を確保するため、「財務報告に係る内部統制評価規程」等を制定し、財務報告に係る内部統制について必要な体制を整備し運用するとともに、その有効性を評価する。

ニ　当社、取締役及び使用人による法令等の違反を早期に発見し是正することを目的として、内部通報制度を整備し、これを適切に運営する。

ホ　反社会的勢力による被害を防止するため、当社グループ全体の基本方針として、「反社会的勢力とは一切の関係を遮断する」、「不当要求はこれを拒絶し、裏取引や資金提供を行わず、必要に応じ法的対応を行う」、「反社会的勢力への対応は、外部専門機関と連携しつつ、組織全体として行う」等を定め、適切に管理する体制を整備する。

ヘ　上記の実施状況を検証するため、各部門から独立した内部監査担当部署が内部監査を行い、その結果を取締役会、経営会議、監査役及び監査役会等に対して報告する。

⑤　当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制について

イ　当社グループ全体の業務の適正を確保するため、経営上の基本方針及び基本的計画を策定する。

ロ　当社グループ全体における一元的なコンプライアンス体制を維持するため、「グループ会社規則」及び「ＳＫＣＳグループコンプライアンス管理規程」を定め、これらの規則に則った適切な管理を行う。

ハ　当社グループ会社間の取引等の公正性及び適切性を確保するため、「法務リスク管理規則」に則り、取引の公正性及び適切性を十分に検証した上で行う。

ニ　子会社における取締役の職務執行状況を把握し、取締役による職務執行が効率的に行われること等を確保するため、子会社管理の基本的事項を「グループ会社規則」等として定め、これらの規則に則った子会社の管理及び運営を行う。

ホ　必要に応じて、株式会社三井住友フィナンシャルグループ及び株式会社三井住友銀行(※3)と連携して体制整備を行う。

⑥　監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項について

イ　監査役から監査業務遂行補助のため使用人の設置等につき求めがあった場合には、その求めに応じ、適切な体制を構築する。

ロ　上記イの使用人を置く場合には、当該使用人の取締役からの独立性を確保するために、その人事評価及び異動については、監査役の同意を必要とすることとする。

ハ　上記イの使用人を置く場合には、当該使用人は、専ら監査役の指示に基づき監査役の職務の執行を補助するものとする。

⑦　当社グループの取締役及び使用人が監査役会又は監査役に報告をするための体制及び報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制等に係る事項について

イ　当社グループの取締役及び使用人は、当社又は子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実や、不正の行為又は法令及び定款に違反する重大な事実を発見したときには、当該事実を監査役に対し報告する。

ロ　当社グループの取締役及び使用人は、その業務執行について監査役から説明を求められたときには、速やかに当該事項を報告する。

ハ　当社グループの取締役及び使用人は、法令等の違反行為等を発見したときには、上記の監査役のほか、内部通報窓口に報告することができる。コンプライアンス担当部署は、監査役に対し、内部通報の受付及び処理状況を定期的に報告するとともに、経営に与える影響を考慮の上、必要と認められるとき又は監査役から報告を求められたときも速やかに報告する。

ニ　当社グループの取締役及び使用人が内部通報窓口及び監査役に報告したことを理由として不利な取扱いを受けることがないことを確保するため、「内部通報規則」に不利益な取扱いの禁止を定める。

⑧　監査役の職務の執行について生ずる費用の負担に係る事項について

当社は毎期、監査役の要請に基づき、監査役が職務を執行するために必要な費用の予算措置を講じる。また、当初予算を上回る費用の発生が見込まれるため、監査役が追加の予算措置を求めた場合は、当該請求が職務の執行に必要でないことが明らかな場合を除き、追加の予算措置を講じる。

⑨　その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制について

イ　内部監査担当部署は、監査役及び監査役会と緊密な連携を保ち、監査結果等を報告し、監査役が自らの監査について協力を求めるときには、監査役が実効的な監査を行うことができるよう努める。

ロ　代表取締役は、監査役との間で定期的な意見交換を行う機会を確保すること等により、監査役による監査機能の実効性向上に努める。

※3　株式会社三井住友フィナンシャルグループ及び株式会社三井住友銀行は、当社のその他の関係会社であります。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社グループでは、「内部統制規程」に基づき、内部統制システムの構築及びその適切な運用に努めております。なお、当事業年度における運用状況の概要は次のとおりであります。

【取締役の職務執行における効率性確保の体制】

取締役会で決議した経営計画及び年度総合予算に基づき、「組織規程」等で権限委譲された役職員が部門運営及び実績管理を行いました。また、その進捗状況について、取締役会に報告いたしました。

【リスク管理体制】

リスク管理委員会は、「リスク管理規程」に定めるリスク管理基本方針に基づき、2024年度の当社の経営に深刻な影響を与える可能性のある重大なリスクを選定し、当該リスク所管部を主体とする部会を設置いたしました。リスク管理委員会は、同部会と当該リスクへの対策を協議するとともに、当該リスクの特性に応じた適切な管理を実施いたしました。また、その進捗状況を同委員会で審議し、取締役会に報告いたしました。

【コンプライアンス体制】

取締役会で決議した「2024年度コンプライアンス・プログラム」に基づき、役職員に対して毎月実施する職場勉強会等によりコンプライアンスの周知徹底を図るとともに、反社会的勢力との関係排除の取組強化等に努めました。また、その進捗状況をコンプライアンス委員会で審議し、取締役会に報告いたしました。さらに、内部通報制度の浸透を図り、受付及び対応状況を取締役会に報告いたしました。

【子会社管理体制】

「グループ会社規則」に基づき、経営企画担当部署が子会社の経営管理に努め、内部監査担当部署が定期的に内部統制システムの構築及び運用状況を検証すること等により、子会社の業務の適正化に努めました。

【監査役の職務執行体制】

監査役は、取締役会や経営会議等の重要会議への出席や、取締役及び使用人に対するヒアリング等を通じて、取締役が行う内部統制システムの構築及び運用状況について確認を行うとともに、健全な経営体制の整備及び効率的な運用に資するための助言を行いました。さらに、代表取締役のほか、会計監査人、内部監査担当部署等と情報や意見の交換を行う等連携を密にして、監査品質の確保と実効性の向上を図りました。

(注) 本事業報告中の記載数字は、表示単位未満の端数を切り捨てております。
ただし、持株比率及び議決権比率を除く比率は小数第２位を四捨五入しております。

連結計算書類

連結貸借対照表（2025年３月31日現在）

（単位：百万円）

科　目	金　額	科　目	金　額
（資産の部）		**（負債の部）**	
流動資産	**14,244**	**流動負債**	**4,739**
現金及び預金	3,703	買掛金	1,245
売掛金	6,514	リース債務	274
契約資産	959	未払法人税等	708
電子記録債権	24	契約負債	73
有価証券	2,221	賞与引当金	1,365
商品	116	受注損失引当金	3
仕掛品	26	その他	1,066
貯蔵品	3	**固定負債**	**950**
その他	675	リース債務	649
貸倒引当金	△0	繰延税金負債	119
固定資産	**11,312**	役員退職慰労引当金	107
有形固定資産	**2,346**	退職給付に係る負債	74
建物及び構築物	591	**負債合計**	**5,690**
工具、器具及び備品	175	**（純資産の部）**	
土地	927	**株主資本**	**18,563**
リース資産	600	**資本金**	**2,054**
建設仮勘定	51	**資本剰余金**	**2,228**
無形固定資産	**456**	**利益剰余金**	**14,280**
リース資産	2	**自己株式**	**△0**
その他	454	**その他の包括利益累計額**	**1,302**
投資その他の資産	**8,508**	**その他有価証券評価差額金**	**976**
投資有価証券	6,344	**退職給付に係る調整累計額**	**326**
繰延税金資産	43	**純資産合計**	**19,866**
退職給付に係る資産	1,654		
その他	500		
貸倒引当金	△34		
資産合計	**25,556**	**負債及び純資産合計**	**25,556**

連結損益計算書（2024年４月１日から2025年３月31日まで）

（単位：百万円）

科　目	金　額	
売上高		**22,537**
売上原価		**16,283**
売上総利益		**6,253**
販売費及び一般管理費		**4,876**
営業利益		**1,377**
営業外収益		
受取利息及び配当金	93	
その他の営業外収益	40	134
営業外費用		
支払利息	17	
その他の営業外費用	1	18
経常利益		**1,493**
特別利益		
投資有価証券売却益	533	533
特別損失		
減損損失	395	
固定資産除却損	29	424
税金等調整前当期純利益		**1,602**
法人税、住民税及び事業税	645	
法人税等調整額	△188	456
当期純利益		**1,145**
親会社株主に帰属する当期純利益		**1,145**

連結株主資本等変動計算書（2024年４月１日から2025年３月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2024年４月１日残高	2,054	2,228	13,437	△0	17,720
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△302		△302
親会社株主に帰属する当期純利益			1,145		1,145
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計	－	－	842	－	842
2025年３月31日残高	2,054	2,228	14,280	△0	18,563

	その他の包括利益累計額			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計	
2024年４月１日残高	1,106	354	1,460	19,180
連結会計年度中の変動額				
剰余金の配当				△302
親会社株主に帰属する当期純利益				1,145
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	△129	△28	△157	△157
連結会計年度中の変動額合計	△129	△28	△157	685
2025年３月31日残高	976	326	1,302	19,866

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項
すべての子会社を連結しております。
連結子会社の数
１社
連結子会社の名称
株式会社ＫＣＳソリューションズ

2. 持分法の適用に関する事項
該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項
連結子会社の事業年度末日と連結決算日は一致しております。

4. 会計方針に関する事項
（1）重要な資産の評価基準及び評価方法
① 有価証券
満期保有目的の債券
償却原価法（定額法）
その他有価証券
市場価格のない株式等以外のもの
決算日の市場価格等に基づく時価法
（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算出しております。）
市場価格のない株式等
移動平均法による原価法

② 棚卸資産
評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。
商品……個別法
仕掛品……個別法
貯蔵品……総平均法（月別）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。

ただし、1998年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

ただし、

イ ソフトウェア（市場販売目的）

見込販売数量に基づく償却額と、残存見込販売有効期間に基づく均等償却額とのいずれか大きい金額を計上しております。

なお、当初における見込販売有効期間は３年としております。

ロ ソフトウェア（自社利用目的）

社内利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与支給に充てるため、将来の支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。

③ 受注損失引当金

ソフトウェアの請負契約に基づく開発案件のうち、当連結会計年度末時点で将来の損失が見込まれ、かつ、当該損失額を合理的に見積もることが可能なものについては、翌連結会計年度以降に発生が見込まれる損失額を計上しております。

④ 役員退職慰労引当金

役員退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額の100％相当額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

① システム構築

主にソフトウェアの請負契約を締結しております。当該契約については、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。履行義務の充足に係る進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生した開発原価が、予想される開発原価の合計に占める割合に基づいて行っております。また、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積ることができないが、発生する費用を回収することが見込まれる場合、原価回収基準にて収益を認識しております。

当該契約に関する取引の対価は履行義務の充足時点から概ね２ヵ月以内で支払いを受けており、対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。

② システム運用管理

主にデータセンターサービスやＢＰＯサービス等を提供しております。当該サービスの提供については、契約期間にわたり均一のサービスを提供するものであるため、時の経過に応じて履行義務が充足されると判断しており、役務を提供する期間にわたり収益を認識しております。

当該契約に関する取引の対価は履行義務の充足時点から概ね２ヵ月以内で支払いを受けており、対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。

③ その他の情報サービス

主にシステム機器及びソフトウェアの保守サービス等を提供しております。当該サービスの提供については、契約期間にわたり均一のサービスを提供するものであるため、時の経過に応じて履行義務が充足されると判断しており、役務を提供する期間にわたり収益を認識しております。

当該契約に関する取引の対価は履行義務の充足時点から概ね２ヵ月以内で支払いを受けており、対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。

④ システム機器販売

主にシステム機器（各種コンピューター、周辺機器等）の販売を行っております。このような商品の販売については、顧客が検収した時点で収益を認識しております。

当該契約に関する取引の対価は履行義務の充足時点から概ね２ヵ月以内で支払いを受けており、対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。

(5) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

① 退職給付に係る会計処理の方法

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しております。なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

なお、連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

② 資産に係る控除対象外消費税等の会計処理

資産に係る控除対象外消費税及び地方消費税は当連結会計年度の費用として処理しております。

収益認識に関する注記

1.　収益の分解情報

当企業集団は、「金融関連部門」、「公共関連部門」及び「産業関連部門」の３つの事業部門から構成され、お客さまに対して総合的な情報サービスを提供しております。各事業部門の主な財又はサービスの種類は、システム構築、システム運用管理、その他の情報サービス及びシステム機器販売であります。

各事業部門の売上高は、金融関連部門6,976百万円、公共関連部門6,898百万円、産業関連部門8,661百万円であります。

財又はサービスの種類別の売上高は、システム構築13,997百万円、システム運用管理4,403百万円、その他情報サービス1,628百万円、システム機器販売2,507百万円であります。

また、財又はサービスの移転の時期別の売上高は、一時点で移転される財又はサービス2,672百万円、一定の期間にわたり移転される財又はサービス19,864百万円であります。

なお、2024年４月１日付の組織変更に伴い、当連結会計年度より産業関連部門の一部を公共関連部門に集計するよう変更しております。

2.　収益を理解するための基礎となる情報

「連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等」の「重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3.　当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報

（1）契約資産及び契約負債の残高等

（単位：百万円）

	当連結会計年度	
	期首残高	期末残高
契約資産	834	959
契約負債	74	73

契約資産は、主としてソフトウェアの請負契約において、期末日時点で履行義務の充足部分と交換に受取る対価に対する権利のうち、債権を除いたものです。ソフトウェアの請負契約の完了に伴い、時の経過以外の条件は解消し、債権へ振替えられます。

契約負債は、主としてソフトウェアの請負契約において、顧客から受領した対価のうち既に収益として認識した額を上回る部分であります。これらのサービスの提供に伴って履行義務は充足され、契約負債は収益へと振替えられます。

当連結会計年度に認識した収益のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、67百万円であります。

過去の期間に充足（又は部分的に充足）した履行義務から、当連結会計年度に認識した収益の額は、63百万円であります。

（2）残存履行義務に配分した取引価格

未充足（又は部分的に未充足）の履行義務は、当連結会計年度末において1,041百万円であります。当該履行義務は、ソフトウェアの請負契約に関するものであり、期末日後１年以内に908百万円、残り133百万円がその後２年以内に収益として認識されると見込んでおります。

会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりであります。

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

受注損失引当金　3百万円

(2) 識別した項目に係る会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出方法

当企業集団は、ソフトウェアの請負契約に基づく開発案件のうち、当連結会計年度末時点で将来の損失が見込まれ、かつ、当該損失額を合理的に見積もることが可能なものについては、翌連結会計年度以降に発生が見込まれる損失額に対して、受注損失引当金を計上しております。

② 会計上の見積りに用いた主要な仮定

開発案件の総原価の見積りに当たっては、開発案件ごとに仕様が異なるため、統一的な判断尺度を適用することが困難であり、各案件の総工数の見積りには専門知識や実務経験を有する必要があります。当企業集団は、お客さまからの要求事項をもとに、見積範囲、システム規模、リスク等を踏まえ、システム開発原価基準に基づき工数、原価を算出し、見積原価額を決定しております。

③ 会計上の見積りが当連結会計年度の翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

当企業集団は、受注損失引当金に関する見積りは合理的であると判断しております。ただし、ソフトウェア開発案件においては、お客さまからの要求が複雑化・大型化・短納期化する傾向にあり、お客さまと合意した品質の確保、短納期への対応等に起因するコストの増加などにより、不採算化する可能性があります。また、総原価の見積りには不確実性が含まれているため、予測不能な前提条件の変化などにより受注損失引当金に関する見積りが変化した場合には、受注損失引当金が増減する可能性があります。

連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額　4,767百万円

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度末における発行済株式の種類及び総数
   普通株式　11,200,000株

2. 配当に関する事項
   (1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年6月27日定時株主総会	普通株式	167	15.00	2024年3月31日	2024年6月28日
2024年10月31日取締役会	普通株式	134	12.00	2024年9月30日	2024年12月6日

   (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2025年6月27日定時株主総会	普通株式	利益剰余金	223	20.00	2025年3月31日	2025年6月30日

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当企業集団は、資金運用につきましては、一時的な余資を安全性の高い金融資産で運用しております。資金調達につきましては、必要に応じて銀行借入による方針でありますが、現在借入はありません。また、必要に応じてリースを利用することとしております。

デリバティブ取引は、現在利用しておりませんが、借入金の金利ヘッジを目的とした金利スワップ取引に限定し、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形、売掛金及び電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当企業集団の与信管理規則に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

有価証券及び投資有価証券は、主に満期保有目的の債券及び業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。当該リスクに関して、満期保有目的の債券以外のものは、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財政状況等を把握し、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。また、満期保有目的の債券は、資金管理規則に従い、格付の高い債券のみを対象としているため、信用リスクは僅少であります。当該金融商品の保有・運用状況は定期的に経営会議へ報告されております。

営業債務である買掛金は、ほとんど２ヵ月以内の支払期日であります。

ファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、償還日は決算日後、最長で約９年後であります。

営業債務やリース債務は、流動性リスクに晒されておりますが、当企業集団では、月次に資金繰り計画を作成するなどの方法により管理しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2.　金融商品の時価等に関する事項

2025年３月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等（連結貸借対照表計上額236百万円）は、「(1)　投資有価証券　その他有価証券」には含めておりません。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額（＊）	時価（＊）	差額
(1)　有価証券及び投資有価証券			
①　満期保有目的の債券	6,522	6,485	△36
②　その他有価証券	1,806	1,806	－
(2)　リース債務	(923)	(940)	△16
(3)　デリバティブ取引	－	－	－

（＊）　負債に計上されているものについては、（　）で示しております。

（注）１　「現金及び預金」「受取手形」「売掛金」「電子記録債権」「買掛金」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

２　デリバティブ取引を利用していないため、該当事項はありません。

3.　金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル２の時価：レベル１のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

（1）時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

（単位：百万円）

区分	時価			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	1,806	－	－	1,806

（2）時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

（単位：百万円）

区分	時価			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券				
社債	－	6,485	－	6,485
リース債務	－	940	－	940

（注）　時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル１の時価に分類しております。満期保有目的の債券は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル２の時価に分類しております。

リース債務

元利金の合計額を新規に同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル２の時価に分類しております。

１株当たり情報に関する注記

1.　１株当たり純資産額　　1,773円88銭

2.　１株当たり当期純利益　　102円26銭

その他の注記

連結計算書類の記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表（2025年３月31日現在）

（単位：百万円）

科　目	金　額	科　目	金　額
（資産の部）		**（負債の部）**	
流動資産	**13,623**	**流動負債**	**4,657**
現金及び預金	3,206	買掛金	1,254
売掛金	6,411	リース債務	274
契約資産	955	未払金	289
電子記録債権	24	未払費用	331
有価証券	2,221	未払法人税等	708
商品	116	未払消費税等	136
仕掛品	26	契約負債	74
貯蔵品	3	預り金	27
前払費用	346	賞与引当金	1,337
その他	311	受注損失引当金	3
貸倒引当金	△0	設備関係未払金	219
固定資産	**11,006**	**固定負債**	**762**
有形固定資産	**2,301**	リース債務	649
建物	549	退職給付引当金	6
構築物	2	役員退職慰労引当金	106
工具、器具及び備品	170	**負債合計**	**5,419**
土地	927	**（純資産の部）**	
リース資産	600	**株主資本**	**18,234**
建設仮勘定	51	**資本金**	**2,054**
無形固定資産	**450**	**資本剰余金**	**2,228**
ソフトウエア	429	資本準備金	2,228
リース資産	2	**利益剰余金**	**13,951**
電話加入権	18	利益準備金	128
投資その他の資産	**8,254**	その他利益剰余金	13,822
投資有価証券	6,344	別途積立金	6,555
関係会社株式	235	繰越利益剰余金	7,267
破産更生債権等	7	**自己株式**	**△0**
長期前払費用	121	**評価・換算差額等**	**976**
前払年金費用	1,184	**その他有価証券評価差額金**	**976**
繰延税金資産	24	**純資産合計**	**19,210**
敷金及び保証金	314		
会員権	57		
貸倒引当金	△34		
資産合計	**24,629**	**負債及び純資産合計**	**24,629**

損益計算書 (2024年４月１日から2025年３月31日まで)

(単位：百万円)

科　目	金　額	
売上高		**21,571**
売上原価		**15,539**
売上総利益		**6,032**
販売費及び一般管理費		**4,646**
営業利益		**1,386**
営業外収益		
受取利息及び配当金	743	
その他の営業外収益	44	788
営業外費用		
支払利息	17	
その他の営業外費用	4	21
経常利益		**2,153**
特別利益		
投資有価証券売却益	533	533
特別損失		
減損損失	395	
固定資産除却損	29	424
税引前当期純利益		**2,261**
法人税、住民税及び事業税	644	
法人税等調整額	△185	459
当期純利益		**1,801**

株主資本等変動計算書 (2024年４月１日から2025年３月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				自己株式	株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
					別途積立金	繰越利益剰余金			
2024年４月１日残高	2,054	2,228	2,228	128	6,555	5,767	12,451	△0	16,734
事業年度中の変動額									
剰余金の配当						△302	△302		△302
当期純利益						1,801	1,801		1,801
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)									
事業年度中の変動額合計	－	－	－	－	－	1,499	1,499	－	1,499
2025年３月31日残高	2,054	2,228	2,228	128	6,555	7,267	13,951	△0	18,234

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
2024年４月１日残高	1,106	1,106	17,840
事業年度中の変動額			
剰余金の配当			△302
当期純利益			1,801
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	△129	△129	△129
事業年度中の変動額合計	△129	△129	1,370
2025年３月31日残高	976	976	19,210

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

（1）有価証券

子会社株式

移動平均法による原価法

満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

決算日の市場価格等に基づく時価法

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算出しております。）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

（2）棚卸資産

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

商品……個別法

仕掛品……個別法

貯蔵品……総平均法（月別）

2. 固定資産の減価償却の方法

（1）有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。

ただし、1998年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

（2）無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

ただし、

① ソフトウェア（市場販売目的）

見込販売数量に基づく償却額と、残存見込販売有効期間に基づく均等償却額とのいずれか大きい金額を計上しております。

なお、当初における見込販売有効期間は３年としております。

② ソフトウェア（自社利用目的）

社内利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与支給に充てるため、将来の支給見込額のうち当期の負担額を計上しております。

(3) 受注損失引当金

ソフトウェアの請負契約に基づく開発案件のうち、当事業年度末時点で将来の損失が見込まれ、かつ、当該損失額を合理的に見積もることが可能なものについては、翌事業年度以降に発生が見込まれる損失額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

なお、退職給付に係る未認識数理計算上の差異、未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(5) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額の100％相当額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

(1) システム構築

主にソフトウェアの請負契約を締結しております。当該契約については、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。履行義務の充足に係る進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生した開発原価が、予想される開発原価の合計に占める割合に基づいて行っております。また、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積ることができないが、発生する費用を回収することが見込まれる場合、原価回収基準にて収益を認識しております。

当該契約に関する取引の対価は履行義務の充足時点から概ね２ヵ月以内で支払いを受けており、対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。

(2) システム運用管理

主にデータセンターサービスやＢＰＯサービス等を提供しております。当該サービスの提供については、契約期間にわたり均一のサービスを提供するものであるため、時の経過に応じて履行義務が充足されると判断しており、役務を提供する期間にわたり収益を認識しております。

当該契約に関する取引の対価は履行義務の充足時点から概ね２ヵ月以内で支払いを受けており、対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。

(3) その他の情報サービス

主にシステム機器及びソフトウェアの保守サービス等を提供しております。当該サービスの提供については、契約期間にわたり均一のサービスを提供するものであるため、時の経過に応じて履行義務が充足されると判断しており、役務を提供する期間にわたり収益を認識しております。

当該契約に関する取引の対価は履行義務の充足時点から概ね２ヵ月以内で支払いを受けており、対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。

(4) システム機器販売

主にシステム機器（各種コンピューター、周辺機器等）の販売を行っております。このような商品の販売については、顧客が検収した時点で収益を認識しております。

当該契約に関する取引の対価は履行義務の充足時点から概ね２ヵ月以内で支払いを受けており、対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。

5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

資産に係る控除対象外消費税等の会計処理

資産に係る控除対象外消費税及び地方消費税は当事業年度の費用として処理しております。

収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報

連結計算書類「注記事項　(収益認識に関する注記)」に記載した内容と同一であります。

会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりであります。

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

受注損失引当金	3百万円

(2) 識別した項目に係る会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

連結計算書類「注記事項　(会計上の見積りに関する注記)」に記載した内容と同一であります。

貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額	4,671百万円
2. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務	
短期金銭債権	3,490百万円
短期金銭債務	14百万円

損益計算書に関する注記

1. 関係会社との取引高	
営業取引高	
売上高	2,691百万円
仕入高	125百万円
その他の営業取引高	53百万円
営業取引高以外の取引高	668百万円
2. 売上原価に含まれている受注損失引当金繰入額（△は戻入額）	△5百万円

株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式	789株

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

（繰延税金資産）	
減損損失	660百万円
賞与引当金	409百万円
賞与社会保険料	62百万円
投資有価証券評価損	56百万円
未払事業税	48百万円
役員退職慰労引当金	33百万円
その他	101百万円
繰延税金資産小計	1,371百万円
評価性引当額	△602百万円
繰延税金資産合計	769百万円
（繰延税金負債）	
その他有価証券評価差額金	△372百万円
前払年金費用	△372百万円
その他	△0百万円
繰延税金負債合計	△745百万円
繰延税金資産の純額（△は負債）	24百万円

１株当たり情報に関する注記

1. １株当たり純資産額　1,715円35銭

2. １株当たり当期純利益　160円89銭

その他の注記

計算書類の記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年５月９日

株式会社さくらケーシーエス
　取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人
神戸事務所
指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　東　浦　隆　晴
指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　大　橋　正　紹

監査意見
　当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社さくらケーシーエスの2024年４月１日から2025年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。
　当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社さくらケーシーエス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
　その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
　当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
　連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
　当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
　その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・　連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年５月９日

株式会社さくらケーシーエス
　取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人
神戸事務所
指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　東　浦　隆　晴
指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　大　橋　正　紹

監査意見
　当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社さくらケーシーエスの2024年４月１日から2025年３月31日までの第57期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
　当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
　その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
　当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
　計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
　当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
　その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書

監　査　報　告　書

当監査役会は、2024年４月１日から2025年３月31日までの第57期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

（1）監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

（2）各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、監査部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任あずさ監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書）並びに計算書類（貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書）及びその附属明細書について検討いたしました。

２．監査の結果

（1）事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

（2）連結計算書類の監査結果

会計監査人である有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

（3）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人である有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年５月９日

株式会社さくらケーシーエス　監査役会

常勤監査役　井手淳一　㊞

常勤監査役　神戸晃次　㊞

監査役（社外監査役）　原田兼治　㊞

監査役（社外監査役）　境　照司　㊞

株主総会会場ご案内図

■ＪＲ・阪神電鉄元町駅より徒歩で約７分
■神戸市営地下鉄旧居留地・大丸前駅より徒歩で約５分

会 場 株式会社さくらケーシーエス 本社ビル７階会議室
神戸市中央区播磨町21番１

株主総会にご出席の株主さまへのお土産のご用意はございません。